

平成28年度 目標設定等支援・管理料 解説

公益社団法人
高知県理学療法士協会
医療部

はじめに

平成28年4月から診療報酬改定において、「目標設定等支援・管理料」の新設および同年10月1日から当該管理料不算定の場合の減算の導入が始まっています。

皆様方の施設でも、管理シートの作成・医師による説明・要介護被保険者の把握等、苦慮されているものと思われます。

当県士協会医療部では、少しでも皆様方のお役にたてればと考え、同年6月27日に当県士協会ホームページに、「平成28年度診療報酬における維持期リハビリテーションと目標設定等支援・管理料について」を掲載しました。

今回、医療部では、「全国保険医団体連合会の点数表改定のポイント」「厚生労働省疑義解釈」「高知保険医協会の質問における解答」を基に解釈させて頂きました。前回と併せてご参照ください。

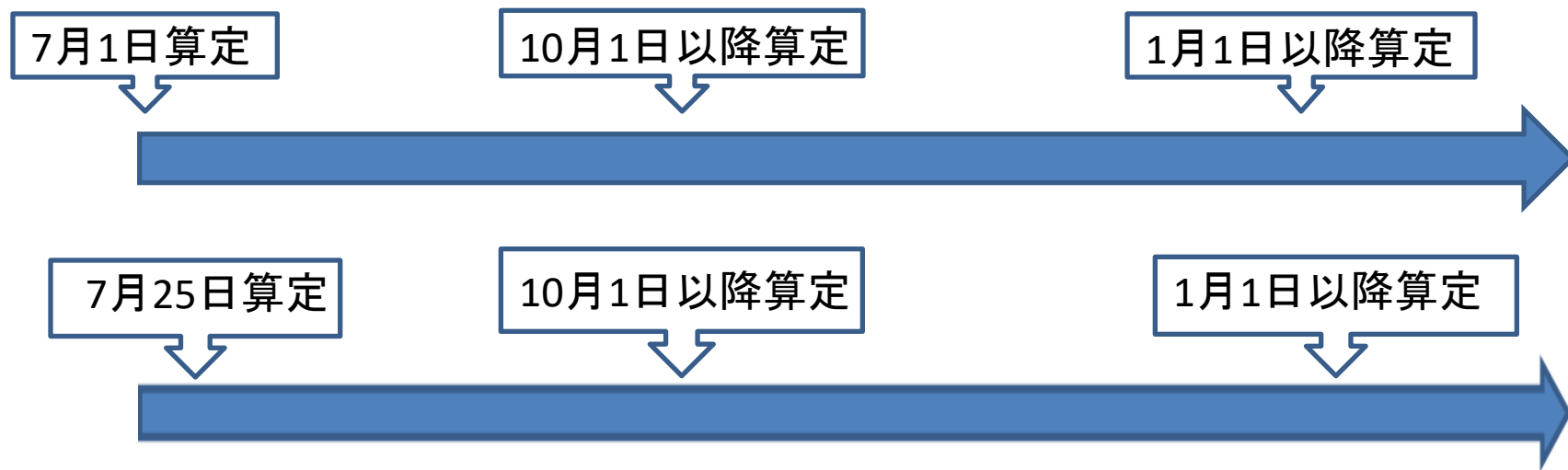
尚、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

目標設定等支援・管理料

1. 目標設定等支援・管理料250点(初回), 100点(2回目以降)
脳血管疾患等・廃用症候群・運動器リハビリテーションを実施している要介護・要支援者に対し, 機能予後の見通しを説明し, 目標設定の支援等を行った場合に算定する.
2. 医師及び多職種が共同して目標設定等支援・管理シートを作成・交付・説明し, シートの写しをカルテに添付すること, 説明を受けた患者等の受けとめや理解度をカルテに記載すること等が必要である.
3. 要介護・要支援者に対し, 算定日数上限の1/3を経過して以降に脳血管疾患等リハビリテーション等を実施する場合で, 直近3カ月間に目標設定等支援・管理料を算定しない場合は, 所定点数が90/100に減算となる.

目標設定等支援・管理料の算定事例①

管理料を算定し、減算なしの場合（維持期リハ）



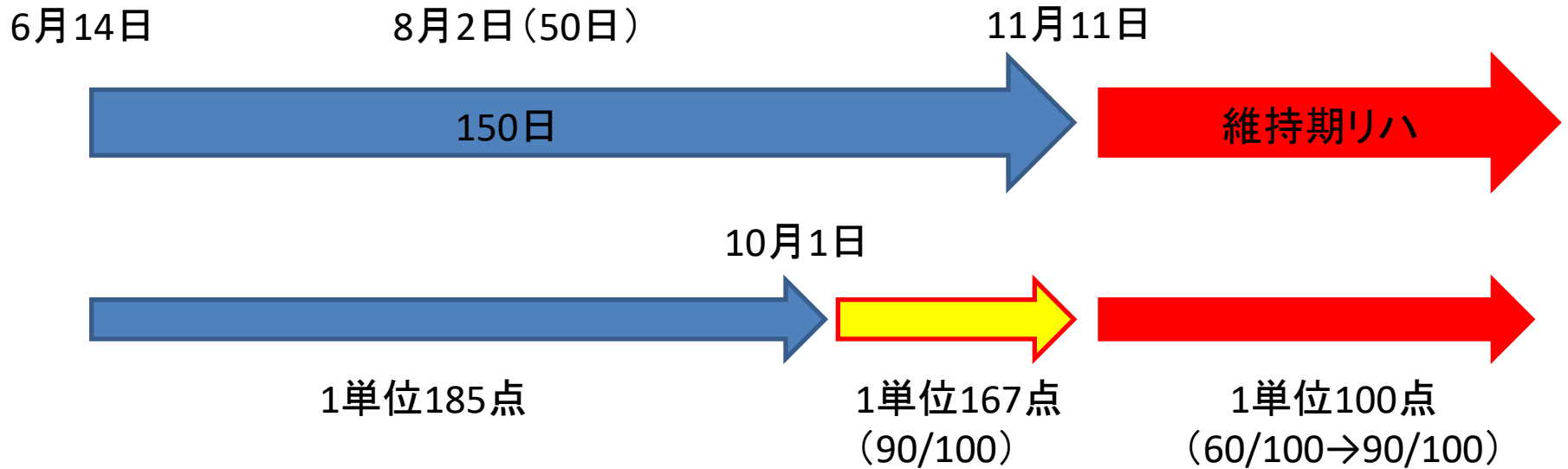
「3カ月ごとの算定」の理解

継続して算定する必要がある場合には、直近の算定日が属する月を1月目と数えた上で、4月目の初日以降に算定可能である。

目標設定等支援・管理料の算定事例②

平成28年6月14日を起算日。「運動器リハ料(Ⅰ)」

①管理料を算定しない場合(算定日数上限を超え, 維持期リハに移行)

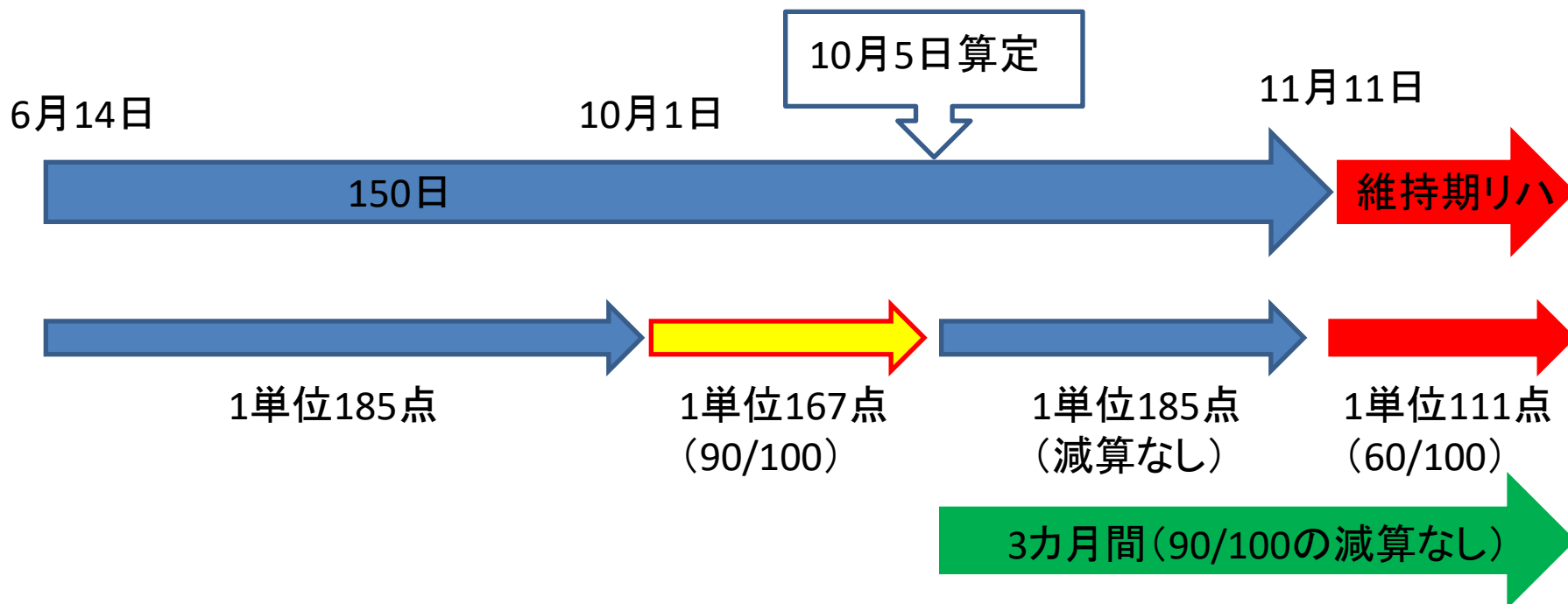


10月1日時点で算定日数上限の1/3を超えていた場合, 90/100(1単位167点)に減算, 算定日数上限を超え, 維持期リハに移行した場合は, 60/100(111点)からさらに減算され90/100(100点)となる。

目標設定等支援・管理料の算定事例③

平成28年6月14日を起算日。「運動器リハ料(Ⅰ)」

②管理料を算定しなかったが、10月5日に算定した場合
(算定日数上限を超え、維持期リハに移行)

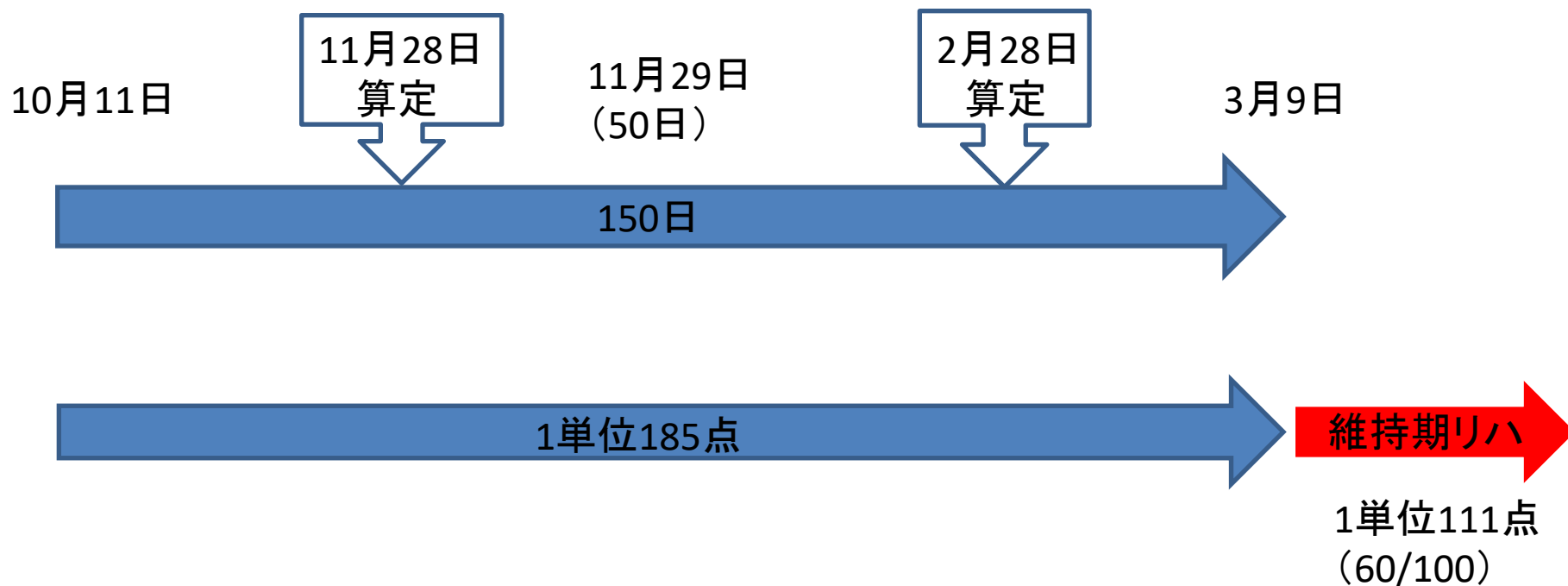


10月1日から減算されたが、10月5日に算定したため、3カ月間は減算なしとなった。
算定日数上限(150日)後に維持期リハに移行した場合は、60/100(111点)となるが、
90/100の減算はない。

目標設定等支援・管理料の算定事例④

平成28年10月11日を起算日. 「運動器リハ料(I)」

減算なく算定する場合



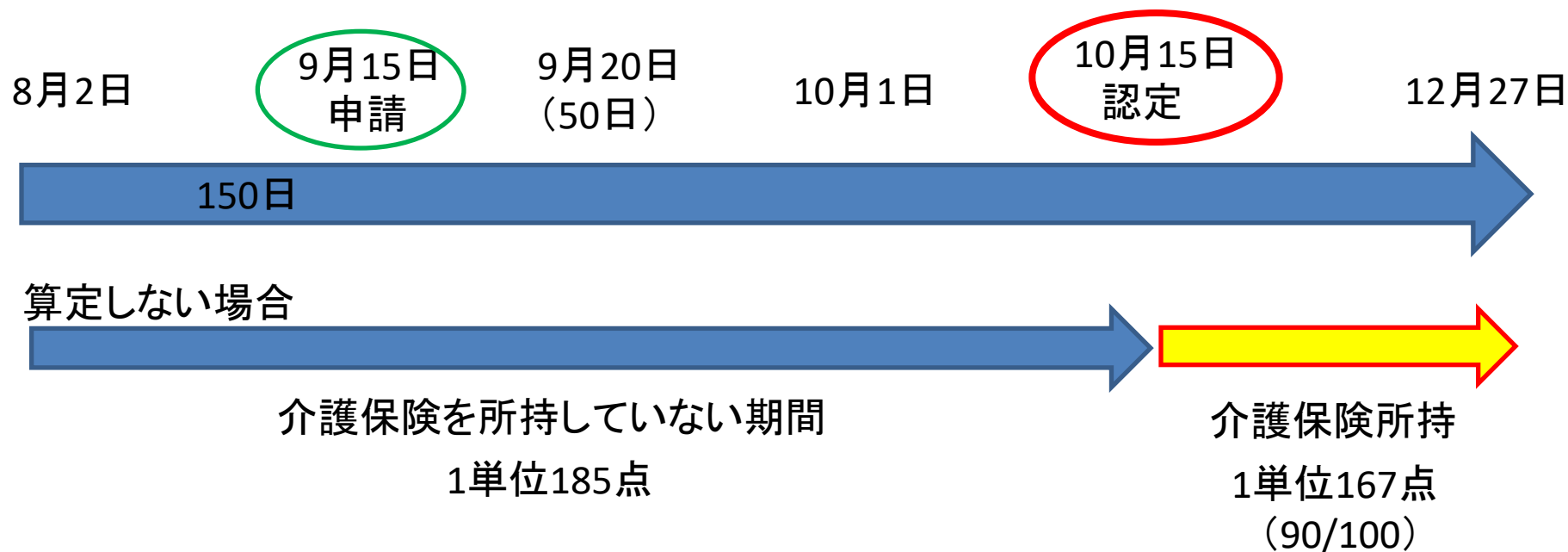
算定日数上限の1/3(11月29日)までに算定し, 直近の算定日が属する月を1月目と数え, 4月目の初日以降(2月28日)に算定.
維持期リハに移行した場合は, 60/100(111点). 90/100の減算はない.

目標設定等支援・管理料の算定事例⑤

平成28年8月2日起算日。「運動器リハ(I)」。

10月1日に標準算定日数の1/3を超えている。

9月15日に介護度申請を行い、10月15日に要介護認定を受けた。



介護保険の効力は、申請日からではなく、認定日からとなります。

管理料を算定しない場合は、10月15日の認定日より、減算が始まります。

申請していることが確認できれば、速やかな管理シートの作成をお勧めします。

目標設定等・支援管理料についてのお問い合わせ

1. 療養病棟入院で、月13単位の患者様は、目標設定等・支援管理料の対象にならないのか？
 - A. 要介護被保険者であれば、対象となる。

2. 標準算定日数の1/3を経過後に、介護保険を取得された場合は、取得日に算定を行えば、減算の対象にならないのか？
 - A. 標準算定日数の1/3を経過後～介護保険取得日(認定日)前までは、介護保険を取得していないため減算対象にならない。また取得日(認定日)に算定を行うと、以降3カ月間減算対象にならない。
標準算定日数を超えて、介護保険を取得(認定)された場合は、認定日前までは減算対象となる。

3. 地域包括ケア病棟でリハビリをされている患者も算定するのか？
 - A. 算定料は包括される。しかしシートの作成は、今後の情報として役立つこと、また後続病院の減算期間(後続病院の管理料算定までの期間)の減少につながる。

おわりに

参考資料や聞き取り調査を基に、作成しました。事例を挙げ、その解説や当県士協会医療部へのお問い合わせ数件を掲載しました。

今回の診療報酬改定は、リハビリ業界にとって減算や書類作成など、大変厳しい現状となっております。協会員皆様方に少しでも、「目標設定等支援・管理料」についてご理解を深めて頂きたいと考えます。

今後、理解に苦慮する事例があるかと思われます。お構いなければ、当県士協会医療部へお問い合わせください。

参考・引用資料・聞き取り調査

- 全国保険医団体連合会:「特集・点数表改定のポイント」月間保団連臨時増刊号 No.1210 2016
- 高知保険医協会:質疑応答
- 全国保険医団体連合会:「保険診療便覧」 2016年4月版
- 厚生労働省保険局医療課:疑義解釈の送付について(その7)
平成28年9月15日【目標設定等支援・管理料】

お問い合わせ先

〒781-1154 高知県土佐市新居萩の里1番地
医療法人 白菊会 介護老人保健施設ヴィラフローラ 理学療法室
TEL 088-856-2220 FAX 088-856-2250
E-mail iryobu@kopta.net
医療部 片山 憲